

1  
2

6-0072

0245

十二月二十七日

參事官室

明二十八日午後二時

臨時參事官會議（第十五回）開會

議題左ノ通り

南部支那ニ於ケル領事裁判ニ關スル法律案

（已號用紙）

外務省

南部支那ニ於ケル領事裁判ニ關スル法律案

第一條 本法ニ於テ南部支那ト稱スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ豫審ヲ爲シタル罪ノ公判

ハ臺灣總督府臺北地方法院之ヲ管轄ス

第三條 南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル控

訴及抗告ハ臺灣總督府高等法院覆審部之ヲ管轄ス

第四條 南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ管轄ニ屬スル刑事ニ關シ

外務大臣ニ於テ國交上必要アリト認ムルトキハ其ノ事件ヲ管轄ス

ヘカラサルコトヲ當該領事官ニ命シ且被告人ヲ臺灣總督府臺北監

獄ニ移送セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ臺灣總督府法院其ノ事件ヲ管轄ス但シ事件ヲ

（已號用紙）

外務省

6-0072

0246

管轄スヘキ臺灣總督府法院ハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本法施行前受理シタル訴訟事件及非訟事件ニ關シテハ従前ノ例ニ依  
ル

(已 號 用 紙)

外 務 省

參事官會議 (第十五回) 議事要録

大正九年十二月二十八日午後二時開會

出席 林、菊地、松原、小村、杉村、伊藤、岡本

議題 南部支那ニ於ケル領事裁判ニ關スル法律案  
(議案第二十六號)

(已 號 用 紙)

提案者岡本參事官ヨリ説明アリ

(1) 先ツ大体ニ付討議シ暹羅領事裁判ニ付テモ同様本法律案中ニ  
規定スルコト如何トノ説アリシモ結局別問題トスルコトトシ本  
案ヲ採擇シ次ニ遂條審議ニ移リ

(2) 第一條南部支那トハ福建、廣東、廣西及雲南ノ四省ヲ指稱ス  
ルモノナルコトヲ了解シ

外 務 省

- (3) 第一條ノ規定ハ第二條以下ニ繰下クル方意義明瞭ナルヘシト  
ノ希望ヲ表明シ
- (4) 第二條「豫審ヲ爲シタル罪」ノ字句ニ付疑義アリ或ハ「重罪」  
又ハ「死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ當ル罪」  
ノ類ノ字句ヲ用ウルヲ可トスルニ非サルカ更ニ考究スルコトトシ
- (5) 第四條第一項ニ於テ臺北監獄ニ移送スルコトヲ定メタルニ拘  
ラス第二項ニ於テ其管轄法院ハ臺灣總督之ヲ指定スト規定セル  
根據不明ナルヲ以テ起案者側ノ説明ヲ求ムルコトトシ
- 以上諸點ニ付起草委員ニ於テ講究ノ上修正ヲ加エ直チニ成案トシテ  
上局ニ進達スルコトトセリ
- 閉會三時半